

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十七号）（高齢者福祉課）

一 趣旨

厚生労働省令（養護老人ホームの設備及び運営に関する基準）の改正に伴い、条例の一部を改正する。

二 内容

養護老人ホームが特定施設入居者生活介護の指定を受ける場合、介護サービスの提供方法が、従前からの「外部サービス利用型」に加え、施設職員が直接介護サービスを提供する通常の方法も認められたことに伴い、厚生労働省令に合わせ、て表記を改める。

現 行 外部サービス利用型養護老人ホーム

改正後 指定特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホーム

三 施行期日

平成二十七年七月十四日